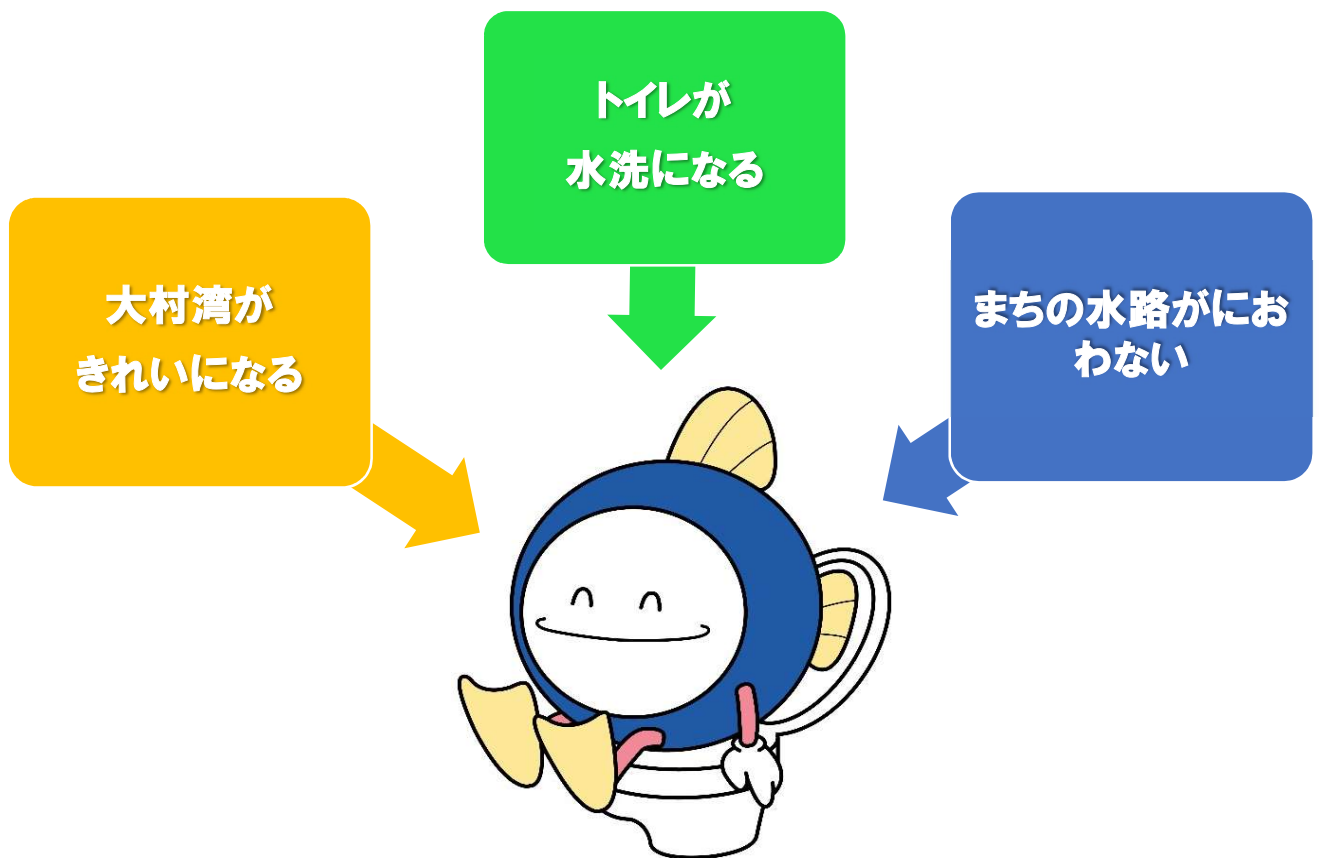


# 水洗化のすすめ

～快適な生活環境を守るため、

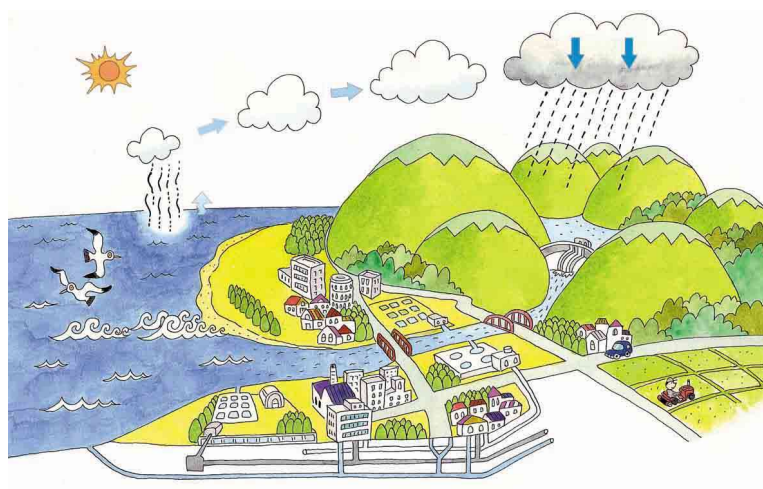
下水道への接続をお早めに～



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」

# 目次

|         |     |
|---------|-----|
| 下水道の役割  | 1   |
| 下水道への接続 | 2、3 |
| 水洗化の費用  | 4   |
| 使用料     | 5、6 |



# 下水道の役割

## まちが清潔になります

私たちの生活や事業活動から発生する汚水が住宅周辺に流されると、悪臭や害虫の発生源となります。

下水道は汚水を速やかに排除するので、健康で衛生的な生活を送ることができます。



## 川や海がきれいになります

生活排水が処理されないまま川や海に流れ込むと、水質が悪化し、自然環境へ悪影響を与えてしまいます。

下水道は、家庭や事業所からの汚水を処理場に集め、きれいにしてから放流するので、美しい自然を守ることに役立ちます。



## トイレが水洗になります

トイレのくみ取りや浄化槽の維持管理といった手間がなく、快適でさわやかな水洗トイレが使えるようになります。



# 下水道への接続

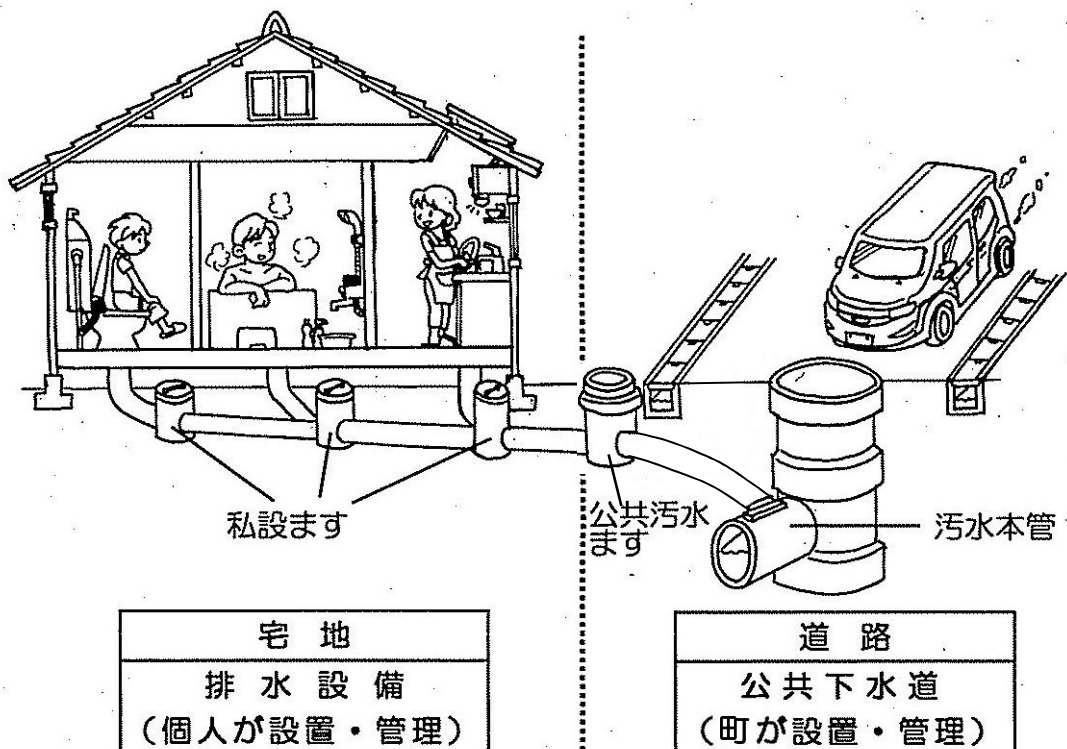
一日も早い接続をお願いします。

○お住まいの地区はすでに下水道が完成しています。水洗化工事を行い、生活排水を直接下水道へ流すための排水設備をつくりましょう。

○浄化槽を使用している場合は、トイレはそのまま使えるので、速やかに下水道に切り換えましょう。

**公共下水道の排水区域内では、  
下水道への接続が法律で義務付けられています。**

トイレ・台所・お風呂などの生活排水を下水道へ流すための宅地内の排水管などをいい、各家庭で工事や維持管理を行います。



## 工事の依頼は指定工事店へ

水洗化工事は、町が指定した「東彼杵町指定排水設備工事業者」（以下、指定工事店）へ依頼してください。

指定工事店は、申請から検査まで工事に関する一切の手続きを皆様に代わって行います。（指定工事店は、別紙『東彼杵町指定排水設備工事業者一覧』をご覧ください。

また、インターネットで東彼杵町のホームページからもご覧になれます。）

## 指定工事店以外は工事を行うことができません。

### 水洗化工事の流れ

#### ① 見積りと工事依頼

指定工事店にご相談ください。  
見積りを取り、工事内容をよく確認  
して工事を依頼してください。



#### ② 申請手続き

指定工事店が手続きを行います。  
工事内容を審査し  
確認通知書を交付します。



#### ③ 工事の施工

確認通知書が交付されると、  
指定工事店が工事を行います。



#### ④ 完成検査

工事終了後、完成検査に合格すると  
検査標識（ステッカー）を交付します。



#### 〈見積りのポイント！〉

- 複数の指定工事店から見積書をもって内容を比較しましょう。
- トイレや器具が希望どおりのものか、カタログなどで確認しましょう。
- 曖昧な内容での工事依頼はやめましょう。

# 水洗化の費用

水洗化工事にかかる費用は、住宅の大きさや設備の種類などによって異なります。  
ある一般住宅の例を紹介しますので、参考にしてください。

## 例１：くみ取り式トイレをお使いのＡ邸

トイレを水洗にして、床や壁なども直しました。新たに、トイレの給水工事と屋外の排水管（約１５メートル）が必要でした。

| 工 事 項 目   | 金 額  | 内 容            |
|-----------|------|----------------|
| 洋 式 ト イ レ | １３万円 | 温水洗浄付き暖房便座     |
| トイレ内装工事   | １８万円 | トイレ床・壁の内装工事    |
| 給 水 工 事 費 | ６万円  | 水洗トイレ等の給水工事    |
| 排 水 工 事 費 | １３万円 | 排水管、ますの布設工事    |
| そ の 他     | ２１万円 | 便槽撤去、申請手続、諸経費等 |
| 計         | ７１万円 |                |

## 例２：合併処理浄化槽をお使いのＢ邸

トイレと浄化槽までの排水管はそのまま使用し、公共汚水ますまでの排水管を５メートル延長しました。浄化槽は清掃して撤去してもらいました。

| 工 事 項 目     | 金 額  | 内 容            |
|-------------|------|----------------|
| 屋 外 排 水 工 事 | ７万円  | 屋外の排水管、ますの布設工事 |
| 浄化槽撤去工事     | ９万円  | 浄化槽の撤去工事       |
| そ の 他       | ４万円  | 申請手続、諸経費等      |
| 計           | ２０万円 |                |

※合併処理浄化槽とは、トイレの他、台所・風呂などの生活雑排水も併せて処理するものです。

※内装工事や屋外排水工事などの工事の規模や、転石の除去、舗装の有無など、見積額に大きく影響を与えることもあります。

# 使用料

使用料は、下水道を使用する方にお支払いいただくものです。  
処理場の運転や、下水管の清掃、施設の修繕など、下水道の維持管理費用にあてられます。

## 1 か月当たりの使用料

| 区分   | 基本使用料               |                     | 超過水量による使用料（1 m <sup>3</sup> につき） |
|------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
|      | 5 m <sup>3</sup> まで | 6～10 m <sup>3</sup> | 11 m <sup>3</sup> ～              |
| 一般汚水 | 1,042 円             | 1,650 円             | 165 円                            |

※上記の額には消費税が含まれています。（令和7年4月1日現在）

- 使用料は水道使用水量をもとに算定し、基本使用料＋超過使用料の合計となります。
- 井戸水や地下水など、水道水以外の水を使用している場合は、使用の実態により下水道使用料を認定します。

## 一般家庭の使用料早見表

上・下水道使用料（1 か月分）の目安は次のとおりです。

| 1 か月分の<br>使用水量 | 15 m <sup>3</sup> | 20 m <sup>3</sup> | 25 m <sup>3</sup> | 30 m <sup>3</sup> |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                | 円                 | 円                 | 円                 | 円                 |
| 上水道            | 2,925             | 3,900             | 4,875             | 5,850             |
| 下水道            | 2,475             | 3,300             | 4,125             | 4,950             |
| 合計             | 5,400             | 7,200             | 9,000             | 10,800            |

※上記の額には消費税が含まれています。（令和7年4月1日現在）

### 使用水量25 m<sup>3</sup> の計算方法

|     | 10 m <sup>3</sup> まで基本使用料金 | 超過水量料金                                 |
|-----|----------------------------|----------------------------------------|
| 水道  | 1,950 円                    | (195 円 × 15 m <sup>3</sup> ) = 4,875 円 |
| 下水道 | 1,650 円                    | (165 円 × 15 m <sup>3</sup> ) = 4,125 円 |
| 合 計 |                            | 9,000 円                                |

## お支払い方法

下記のいずれかでお支払いできます。

○口座振替（原則、毎月25日）

○納付書（毎月15日ごろ発送）

（納付場所）

- ・十八親和銀行・長崎県央農協・九州信用漁協の本店、本所、各支店
- ・九州管内のゆうちょ銀行
- ・コンビニエンスストア
- ・東彼杵町役場本庁・支所

**下水道使用料は水道料金と同じく1か月ごとのお支払いです。**

### ☆お支払いは 便利な口座振替で☆

上下水道使用料は、皆様の口座から自動的にお支払いいただく『口座振替』をご利用いただくと便利です。

※お手続きは、町内金融機関にてお願いします。  
十八親和銀行、ゆうちょ銀行、長崎県央農協、  
九州信漁連にてご利用できます。

#### 申し込みの際に必要なもの

- 金融機関届出印
- 通帳



## **ご相談・お問い合わせ**

東彼杵町役場 水道課 上下水道総務係

〒859-3808 東彼杵町蔵本郷 1850-6

電話 0957-46-1327（直通）